

グリーン購入とは…

●「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」(以下「グリーン購入法」という。)に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービス(以下「環境物品等」という。)を優先して購入することです。

●グリーン購入法では、地方公共団体の責務として、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められています。

→市では平成18年10月17日に「グリーン購入基本方針」を定め、この方針に基づき、環境物品等を購入することとしています。

●市のグリーン購入ガイドラインは、環境物品等の購入にあたって基準となる品目(以下「特定調達品目」という。)と、その判断の基準(以下「判断基準」という。)を示したもので、国の基準に基づいて作成しています。

→国に比べて、市がグリーン購入の対象としている特定調達品目は少なく、判断基準は同等又は緩やかになっています。

→色上質紙、色画用紙、セロファンテープ、ラベルライター用テープカートリッジ、文書保存箱について、国はグリーン購入の対象外としていますが、市では購入量が多いことから独自の判断基準を作成し、グリーン購入の対象としています。

●特定調達品目については、年に1回、市の全組織のグリーン購入調達率を調査し、結果を公表しています。

→調達率100%を目指していくため、特定調達品目については、グリーン購入に適合した物品等を購入できなかった理由について調査を行っています。カタログやメーカーHPなどでグリーン購入適合品を確認した上で購入し、購入後はその都度、納品日や品名、数量などを当該年度の調達率調査票(イントラの各課様式に掲載)に記録してください。

※適合品を調達できなかった場合は、調査票備考欄に具体的理由を必ず記載してください。

●業務委託等について、市の事務及び事業であることから、業務委託仕様書などには、「国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、可能な範囲でグリーン購入を推進すること」といった内容を記載し、グリーン購入を促進してください。なお、業務委託、指定管理者制度の導入業務については、調達率調査の対象とはしません。

◆このガイドラインに掲載されていない物品であっても、環境に配慮した物品を購入するように心がけましょう。

◆プラスチック製品・ペットボトルの購入は極力控えましょう(災害備蓄用飲料水を除く)。

◆購入した物品については、使い捨てではなく大切に長く使用しましょう。

物品を購入するときは…

購入したい物品が、最新版の市のグリーン購入ガイドラインに「特定調達品目」として掲載されているか確認してください。

掲載あり

掲載なし

購入したい物品は特定調達品目である。

→グリーン購入調達率の調査対象になります。
→市のグリーン購入ガイドラインに適合した物品を購入してください。
「判断基準」…基準を満たした物品が適合品になります。
「配慮事項」…判断基準を満たした上で、要件を更に満たすことが望ましい事項になります。

購入したい物品は特定調達品目ではない。

→グリーン購入調達率の調査対象ではありませんが、できる限り、環境に配慮した物品を選んで購入してください。

カタログ等の商品説明を確認してください。

「グリーン購入法適合」と明記されたマークがついている。

(P11 ①参照)

→国のグリーン購入ガイドラインに適合した物品であり、市のガイドラインにも適合した物品です。

「グリーン購入法適合」と明記されたマークはなく、GPNマーク又は環境配慮商品マーク等がついている。(P11 ②参照)

→カタログ又は業界独自のマークであり、国のグリーン購入ガイドラインの対象となっていない物品、又は適合していない物品です。
→国よりも緩やかな市のガイドラインに適合している場合があります。

何のマークもついていない。

→国のグリーン購入ガイドラインの対象となっていない物品、又は適合していない物品です。

【注意】

色上質紙、色画用紙、セロテープ、文書保存箱は市が独自にガイドラインの対象としているため、「グリーン購入法適合」と明記されたマークがついた物品はありません。

適合している

やむを得ず、非適合品を購入する場合

購入しようとしている物品の情報をメーカー又はグリーン購入ネットワークのホームページ(<http://www.gpn.jp/>)を参考に、市のガイドラインの判断基準に適合しているか確認してください。

適合している

適合していない又は判断に迷う

購入後、グリーン購入調達率調査票に「適合品」として記録してください。

まちづくり計画課に相談してください。

TEL: 042-314-9005

やむを得ず、非適合品を購入する場合

機能性などの理由から、非適合品を購入した場合は、当該年度のグリーン購入調達率調査票に「非適合品」として、購入できなかった理由区分の選択と備考欄に具体的な理由を明記してください。

用紙類			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
1	コピー用紙 ・大型図面コピー用紙は対象外	・総合評価値70以上であること。 (総合評価値は外箱や包装紙に記載されています。)	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
2	OA用紙 ・ミシン目入り、帳票等のコンピュータ専用紙が対象	・古紙、森林認証材※、間伐材※のいずれかが含まれていること。	
3	インクジェットプリンター用紙 ・写真用の専用紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
4	色上質紙（白色も含む。） ・折り紙、ケント紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。(市独自基準)	
5	画用紙・色画用紙 ・折り紙は対象外	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。(市独自基準)	
6	宛名ラベル ・シールタイプのラベル紙が対象	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	
7	板目紙	・古紙、森林認証材、間伐材のいずれかが含まれていること。	

※森林認証材とは、適正な管理がされている森林等から産出されている認証を受けた木材のことです。

※間伐材とは、木々が過密なところから、計画的に伐採された木材のことです。

文具・事務用品			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
	(文具類共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材の基準として、金属・ガラスを除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 ① プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。または、植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマー材料※からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の20%以上使用されていること。 ② 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。 ③ 紙の場合にあっては、紙の原料に古紙が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又は植物由来プラスチックが使用されていること。 ・間伐材又は間伐パルプの利用割合が可能な限り高い製品を選ぶこと。

※ポストコンシューマー材料とは、商品の役割を果たした後に回収され、再生されるプラスチックのことです。

【筆記用具】			
8	シャープペンシル	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材を使用していること。 ・ボールペンについては芯が交換できること。 	
9	シャープペンシル替芯		
10	ボールペン		
11	鉛筆		

12	その他マーカー (ホワイトボード用マーカー, サインペン, 蛍光ペン, 油性マーカー, 水性マーカーを含む。)	・再生材を使用していること。 ※本体が金属やガラスのものは対象外	
【テープ類】			
13	セロファンテープ	・再生材を使用していること (色テープを除く。)	
14	クラフトテープ		
15	布粘着テープ		
16	両面粘着紙テープ		
17	製本テープ		
18	養生テープ		
19	ラベルライター用テープカートリッジ	・再生材を使用していること。または, リユース (再使用) が可能であること。(市独自基準)	
【紙製品】			
20	ノート	・表紙, 中紙に古紙が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
21	付せん	・古紙が含まれていること。	
22	インデックス	・ラベル, はく離紙に古紙が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	
【ファイル類】(ファイル類の区分(一例)14ページ参照)			
23	フラットファイル (伸縮式を含む。)	・再生材を使用していること。	・(表紙が紙製の場合)古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
24	パイプ式・リング式ファイル	・表紙芯材に再生材が含まれていること。 ・とじ具が分離可能であること。	
25	ボックスファイル	・古紙が含まれていること。	
26	個別フォルダー		
27	持ち出しフォルダー		
28	クリアファイル (差替え用クリアポケットを含む。)	・再生材を使用していること。	
29	クリアケース		
30	クリアフォルダー		
【その他】			
31	のり(液体・固形)	・補充用を含む(詰め替え・スペアカートリッジ)。 ・容器に再生材を使用していること。	
32	のり(テープタイプ)	・容器に再生材を使用していること。	
33	消しゴム ・紙ケースに包まれたものが対象	・ケースに古紙が含まれていること。	
34	修正液	・本体に再生材を使用していること。	
35	修正テープ		
36	カッターナイフ		
37	連射クリップ		

38	ステープラー	・本体に再生材を使用していること。	
39	ステープラーリムーバー		
40	はさみ(剣先・先丸)	・ハンドル部分に再生材を使用していること。	
41	定規	・再生材を使用していること。	
42	スタンプ台・朱肉(印鑑ホルダーを含む。)	・ケースに再生材を使用していること。 ・インク又は液が補充できること。	
43	回転ゴム印	・再生材を使用していること。	
44	テープカッター		
45	カッティングマット		
46	絵の具	・容器に再生材を使用していること。	
47	黒板ふき	・本体に再生材を使用していること。	
48	チョーク	・再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。	
49	OAクリーナー(ウェットタイプ)	・容器に再生材を使用していること。	・内容物が補充できること。
50	マグネットバー	・再生材を使用していること。	
51	パンチ(手動)		
52	つづりひも		
53	紐類(紙紐・ビニール紐)		

事務用機器類			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
54	机 (事務用のほか、折り畳み等を含む。)	<p>・金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>② 木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>③ 紙の場合にあっては、紙の原料に古紙が含まれていること。</p>	<p>① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていること。又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。</p>
55	いす (事務用のほか、折り畳み等を含む。)		
56	棚 ・全て金属製の場合は対象外		
57	収納用什器		
58	掲示板		
59	黒板		
60	ホワイトボード		

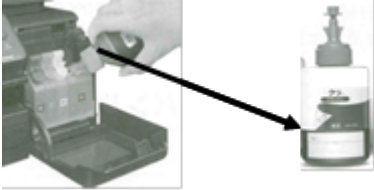
○ A 機器			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
61	パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法のトップランナー基準を満たしていること。 ※12 ページのマークを参照 	<ul style="list-style-type: none"> ①プラスチック部品に、再生プラスチックが使用されていること。 ②修理及び部品交換が容易である等、長期間の使用が可能な設計がなされていること。又は、分解が容易である等部品の再利用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること(コピー機・複合機等を除く)。
62	プリンター	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。 ・少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品が使用されていること。 	
63	コピー機・複合機等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。 ・少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品が使用されていること。 	
64	ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。 	
65	電池 ・ボタン電池やリチウム電池は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 一次電池にあつては、表1(次ページ)に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ② 小型充電式電池(二次電池)であること。 	
66	トナーカートリッジ (プリンター用)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルトナーであること。 	
67	インクカートリッジ (プリンター用)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルカートリッジであること。 ・インク容器単体で構成される製品は含まれない。 <div style="text-align: center;">  <p>(インク容器単体)</p> </div>	

表1 (アルカリ電池の多くはグリーン購入法に対応しています。グリーン購入法適合マークを御確認ください。)

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12か月貯蔵後
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9v	12時間30分	11時間15分
	モーター使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8v	16時間	14時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9v	11時間	9時間50分
単2形	モーター使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8v	14時間	12時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9v	13時間10分	11時間50分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9v	8時間	7時間20分
単3形	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05v	40回	36回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9v	3時間50分	3時間25分
	モーター使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8v	5時間	4時間30分
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9v	5時間	4時間30分
	CDプレーヤー・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9v	15時間	13時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0v	30時間	27時間
単4形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9v	2時間10分	1時間55分
	モーター使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8v	2時間	1時間45分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9v	12時間	10時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0v	14時間30分	13時間

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

照 明			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
68	蛍光灯 ・飛散防止型は対象外	・省電力型(省電力設計)であること。 例：品番 FL40SSENW37K のように二重線の部分に数字があれば適合品です。	・Hfインバータ方式の器具であること。
69	電球形状の照明 ・人感センサー、調光機能のついた回路、非常用照明(直流電源回路)は対象外	・蛍光管又はLEDを使用し、省電力型(省電力設計)であること。	
70	LED照明器具	・モジュール寿命が 40,000 時間以上であること。 ・特定の化学物質が含有基準値以下であり、含有情報が公表されていること。	

文書保存箱			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
71	文書保存箱	・古紙が含まれていること。(市独自基準)	・古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。

自動車			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
72	自動車(特殊自動車及び二輪車を除く。)	・ガソリン車は低排出ガス車認定制度の基準に適合していること。 ・ハイブリッド, 電気, クリーンディーゼル(定員10人以下の乗用車に限る), 天然ガス車であること。	
73	タイヤ(乗用車用) ・乗用車以外の貨物車(軽バン)等のタイヤは対象外 ・スタッドレスタイヤは対象外	・転がり抵抗係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。 ※12ページのマークを参照	①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。

(注) 特殊な用途に使用するため、支障のある場合は対象外とします。

衣料品等			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
74	貸与被服 ・条例等により貸与される被服が対象	・製品にポリエステルが使用されている場合, 再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。	
75	その他作業服 ・上記以外の被服が対象	・製品にポリエステルが使用されている場合, 再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。	

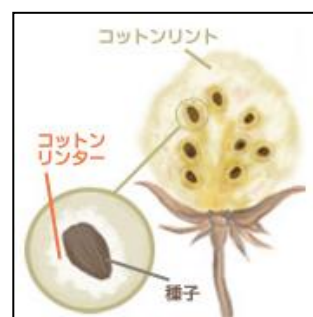
(注) その機能, 品質に支障が無いことが確認された場合に適用します。

作業手袋			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
76	作業手袋	・次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 繊維が使用されている製品については, 再生材料を使用していること。 ② 未利用繊維※について, 製品全体重量比で50%以上使用していること。	

(注) 1. 滑り止め加工がされている場合は, 滑り止め部分を除きます。
2. 皮手袋等特殊な用途に使用する場合は対象外とします。

※未利用繊維: 綿の種子まわりのうぶ毛のようなコットンリッターや紡績時に発生する短い繊維など本来なら利用されないものを生かした繊維。(図1)

図1



繊維製品等			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
77	災害対策用毛布	・製品にポリエステルが使用されている場合、再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。	
78	ふとん		
79	集会用テント	・再生材料を使用していること。	
80	ブルーシート		

災害備蓄用品			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
81	災害備蓄用飲料水	・賞味期限が5年以上であること。 ・製品に名称、原材料、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
82	アルファ化米	・賞味期限が5年以上であること。 ・製品に名称、原材料、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
83	乾パン		
84	保存パン		

衛生用品			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
85	トイレトペーパー	・古紙配合率100%であること。	
86	手洗い・食器用洗剤 (特殊用途※ ¹ を除く。)	・純石けん(固形又は液体)を使用すること。	・必ず成分表示を確認し、極力石けん※ ² 成分以外の成分が含まれていない製品を選択すること。

※1 特殊用途とはウイルス対策・殺菌が求められる場合や、利用に支障がある場合(衛生面、機器の性能等)のことを指します。

※2 石けん

純石けんは、「脂肪酸ナトリウム」又は「脂肪酸カリウム」が主成分です。

複合石けんは、「石けん素地」、「カリ石けん素地」、「カリ含有石けん素地」が成分に含まれています。

それ以外の成分が含まれる場合は、厚生労働省のホームページ等で、その成分が人体に与える影響も考慮し選択してください。

印刷物			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
87	定期刊行物 (市報・議会だより等)	<ul style="list-style-type: none"> 古紙, 森林認証材, 間伐材のいずれかが含まれていること。 植物性インキを使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。
88	報告書類 (予算書・決算書等)	<ul style="list-style-type: none"> 表紙, 本文に古紙, 森林認証材, 間伐材のいずれかが含まれていること。 本文の白色度80%程度以下であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 古紙配合率のできるだけ高い製品を選ぶこと。 植物性インキを使用すること。
89	パンフレット類 (パンフレット・チラシ・ポスター等)	<ul style="list-style-type: none"> 古紙, 森林認証材, 間伐材のいずれかが含まれていること。 	
90	封筒	<ul style="list-style-type: none"> 古紙, 森林認証材, 間伐材のいずれかが含まれていること。 窓開き封筒については, 窓の部分はグラシン紙を使用し, 印刷の際に「この封筒は窓部分を含めて再利用できませんので, 資源ごみとしてお出してください。」と明記すること。 	

ごみ袋等			
通番	特定調達品目	判断基準	配慮事項
91	プラスチック製ごみ袋 (焼却処理に使用のごみ袋)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと ① 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが, プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤が使用されていないこと。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> シートの薄肉化等の軽量化が図られていること。 植物由来プラスチックの配合率が可能な限り高いこと。 製品の包装または梱包における環境負荷低減への配慮されていること。

参 考

① グリーン購入法の適合品に関するマーク






※メーカーやカタログにより異なります。

国分寺市グリーン購入ガイドラインの判断基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の判断基準に準じていますので、グリーン購入法の適合品を調達してください。



国が指定する適合品のマークはありませんが、メーカーやカタログなどでは独自のマークによって、適合品であることを表示しています。

② 環境配慮商品に関するマーク




エコマーク	森林認証マーク	間伐材マーク
		
<p>カタログ又は業界独自のマークであり、市のガイドラインに適合している場合があります。市のガイドラインを御確認ください。</p>	<p>適正な管理がされている森林から産出されている木材であることを証明するマークです。</p>	<p>木々が過密なところから計画的に伐採された木材であることを証明するマークです。</p>

OA機器の判断の基準となるマーク	自動車の判断の基準となるマーク	タイヤの判断の基準となるマーク
<p>国際エネルギー スタープログラム</p> 	<p>低排出ガス車 認定ステッカー</p>  <p>(低排出ガス車認定75%低減レベル)</p>	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> 
<p>プリンターなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。経済産業省が運営する制度です。</p>	<p>国土交通省による低排出ガス車認定制度の認定を受けたことを示すステッカーです。</p>	<p>転がり抵抗性能の等級が A 以上で、ウェットグリップ性能の等級が a~dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図ります。</p>

植物を原料としたプラスチックを含んだ製品につけられるマーク

バイオマスマーク	バイオマスプラスチックマーク
 <p style="text-align: center;">バイオマスマーク</p>	
<p>植物由来の資源(バイオマス)物質を 10%以上含んだ製品につけられているマークです。 一般社団法人日本有機資源協会が運営する制度です。</p>	<p>植物由来の資源(バイオマス)物質を 25%以上含んだ製品につけられるマークです。 日本バイオマスプラスチック協会が運営する制度です。</p>

その他環境に関するマーク

省エネルギー制度	グリーンマーク	PET ボトルリサイクル 推奨マーク
	 <p style="text-align: center;">グリーンマーク</p>	 <p style="text-align: center;">PETボトル 再利用品</p>
<p>JIS 規格として導入された表示制度です。トップランナー基準を達成している製品は緑色のマーク、達成していない製品は橙色のマークで表示をしています。</p>	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用している商品に示されているマークです。経済産業省所管の(財)古紙再生促進センターが取り扱っています。</p>	<p>PETボトルリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。 PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度です。</p>

(参考)ファイル類の区分(一例)

文具・事務用品	
【ファイル類】	
フラットファイル (伸縮式を含む)	 
パイプ式ファイル	 
D型リングファイル 丸型リングファイル	 
ボックスファイル	 
個別フォルダー	 

<p>持ち出しフォルダー</p>	
<p>クリアファイル</p>	
<p>クリアケース</p>	
<p>クリアフォルダー</p>	